

のである。それでまたムラ氣を出して眞實に轉向する氣になり一年のばしても洋畫へ入るか、でなくば美術におさらばして早稻田へでもといふことに腹の中で決定してゐたが、幸いおやちが當時の女子美術學校の校長の磯野義男氏(今は故人)を知つてゐたので「それに意見をきけ」と云はれ出かけた。すると磯野氏は天神鬚をしごぎ乍ら洋畫の今現主義を説き、ぜひもう一度來年洋畫科の試験をうけると云はれ、それには黒田清輝先生の世話をしてをられる溜池研究所(今の葵橋研究所)へ通つてデッサンをもつとみつちり勉強することを教へられた。そして親切に黒田先生へ紹介状をかいて呉れた。何事も自分自身で判然と決定しにくい程美術そのものに暗かつた自分は磯野氏の言れるまゝに黒田先生を尋ねた。明治四十一年六月夏休の四五日前だつた。

## ② 文庫移転と文庫規則改正

文庫とは本校所蔵の図書、標本および生徒成績品を収蔵する所である。文庫の名称が本校の記録文献に登場するのは『東京美術學校一覽自明治二十五年至明治二十六年』が最初で、「敷地及建物」の項に「文庫二十七坪九合七勺六才、図書閲覧室十八坪」と記されている。上記一覽には明治三十二〜三十三年の分から敷地建物略図が添付されるようになるが、これを見ると文庫(面積は前と同じ)は煉瓦造り二階建てで、これに閲覧室(十五坪)と文庫掛室(三坪)が附設されており、これらの建物は本館(明治四十四年焼失)の裏手にあり、長い廊下で本館と繋がっていた。閲覧室はその後拡張され、明治三十八〜三十九年頃は一三十四坪となっている。

この文庫および閲覧室は「東京美術學校近事」(22頁)に記されているように、明治三十九年七月に旧帝國図書館の建物煉瓦造り三階建と同二階建に移転した。かくて、面積が大幅に拡大されたところで管理体制が整備され、明治三十二年九月創定の文庫規則(22頁)は次のように改正された。

東京美術學校文庫規則 明治三十九年十一月改正

第一條 東京美術學校文庫ハ本校所有ノ圖書標本及生徒成績品を收藏スル所トス

第二條 收藏品ヲ分テ左ノ五種トス

第一種 通常圖書

第二種 貴重圖書

第三種 通常標本

第四種 貴重標本

第五種 生徒成績品

第三條 本校ノ職員、卒業生、生徒ハ文庫所蔵品ヲ閲覧スルコトヲ得

篤志ノ研究者ニシテ許可ヲ得タルモノモ亦同ジ

閲覧者ハ閲覧ノ場所及手續ニ就キテハ凡テ文庫掛員ノ指示ニ從

フベシ

第四條 第二種及第四種ノ貴重品ハ閲覧ヲ許サザルコトアルベシ

第五條 文庫掛員ノ外文庫内ニ入り所蔵品ヲ檢索シ又ハ出納スル

ヲ許サス

第六條 文庫所蔵品ヲ閲覧セントスルモノハ豫メ閲覧票ノ交付ヲ

受クベシ

篤志ノ研究者ニシテ閱覽セントスルモノハ豫メ其旨ヲ校長ニ願  
出ツベシ

第七條 閱覽者ハ閱覽票ヲ携帶スルニアラザレバ閱覽室ニ入ルコ  
トヲ得ズ

閱覽者ニシテ室外ニ出ヅルトキハ一應閱覽品ヲ返納スベシ

第八條 閱覽日時左ノ如シ

但時宜ニ依リ變更スルコトアルベシ

自九月十一日 至十月三十一日 午前八時ヨリ午後九時マデ

自十一月一日至翌年三月末日 午前八時半ヨリ午後九時マデ

自四月一日 至七月十日 午前八時ヨリ午後九時マデ

自七月十一日 至九月十日 午前八時ヨリ正午マデ

第九條 定期閉鎖日左ノ如シ

但臨時閉鎖日ハ其都度之ヲ揭示スベシ

歲首 自一月一日 自十二月二十五日  
至同月七日 至同月三十一日

日曜日及祝祭日

本校設置紀念日

曝書期 夏期休業中 三十日間

第十條 各科教室ニ於テ教科用ニ供スルタメ圖書標本等ヲ其教室  
ノ常備トスル必要アルトキハ教室ノ主任又ハ擔任者證印ノ上其

教室ノ常備トナスコトヲ得

但圖書標本等ハ各科共通ノ便ヲ圖リ且取締ヲ嚴ニスル必要アル  
ルヲ以テ已ムヲ得ザル場合ニアラザレバ常備トナサザルヲ主  
意トスベシ

第十一條 前條ニ依リ教室ノ常備トスル圖書標本等ハ直ニ其教室

ノ監守簿ニ記入シ主任又ハ擔任者證印シ物品會計規則ニ依リテ  
保管ノ責ニ任ゼシム

第十二條 前條ノ主任又ハ擔任者交迭スルトキハ文庫掛員立會ノ  
上監守簿ニ照シ更ニ之ヲ後任者ニ引繼ノ手續ヲナスベシ

第十三條 教室常備ノ圖書標本等ハ毎年七月十日限り文庫掛へ返  
納スベシ

第十四條

授業上必要ノ爲メ本校ノ名義ヲ以テ他ヨリ借入レ又ハ

保管預リヲ爲シタル圖書標本等ハ總テ本校所有ノモノト同一ノ

取扱ヲナスベシ

但他ヨリ借入レタル物品ハ一切校外帶出ヲ許サズ

第十五條 公私ノ團體其ノ他ノモノヨリ圖書標本等ノ帶出閱覽ヲ

請フコトアルトキハ文庫掛ハ其期間ヲ明記シタル願書ヲ徵シ校

長ノ命ヲ承ケテ之ヲ處理スベシ

第十六條 帶出閱覽中ノ物品ト雖モ本校ニ於テ要用アルトキハ隨  
時返納セシムベシ

第十七條

帶出閱覽中ノモノ旅行セントスルトキハ期限内ト雖モ  
旅行前一旦現品ヲ返納スベシ

職員ニシテ退職若クハ轉職シタルトキハ直ニ其借受セル圖書標  
本等ヲ返納スベシ

第十八條 凡テ閱覽中ノ圖書標本等ハ他ニ轉貸スルヲ許サズ

第十九條 圖書標本等ハ總テ鄭重ニ取扱フベシ 誤テ之ヲ亡失シ

或ハ汚染毀損セルトキハ同一品若クハ相當ノ代價ヲ以テ之ヲ辨  
償セシムベシ

第二十條 返納期日其他規定ノ手續ヲ怠リタルトキハ爾後閱覽及

借覽ヲ停止スルコトアルベシ

〔東京美術学校一覽 從明治三十九年  
至明治四十年〕

### ③ 美術局設置運動の成果

明治三十年代に入つて高まつた美術界、教育界における美術奨励促進運動ないし美術局設置運動やその間の正木直彦の活動についてはすでに述べたが、政府がこのような運動に対して漸く一つの回答を出したのは日露戦争後のことである。すなわち、明治三十九年一月、第一次西園寺(公望)内閣が成立し、牧野伸顯が文部大臣となつたが、このとき文部省は美術奨励のための予算案を編成した。後出の正木の談話にある七万円の前算はこのことであろう。

この文部省の動きはいよいよ懸案の美術奨励機関が新設される前振れとして一般に受け取られ、期待が高まつた。同年七月十五日の『国民新聞』に掲載された「某美術家」の「美術と学士院」と題する論説は「美術院」設置の急務なることを訴える内容のものであるが、これが『東京美術学校校友会月報』や『美術新報』に転載されているのは、美術界の期待の強さを示している。しかし、牧野文相の、

要は斯業の奨励と審査をなさんとするにあり 決して世間の傳ふる如く初より美術院などいふ如き大袈裟なるものを設けんとするにあらず 随つて豫算の如きも僅少の創業費を請求したるに過ぎず、

〔美術新報〕第五卷第二十号(明治四十年一月五日)所載『東京毎日新聞』記事)

という消極的な発言が示すように、七万円の前算案は一万円(官設展覧会創設費)に削減され、議会で承認された。美術界の期待に反して美術局ないし美術院の設置はまたしても先き送りとなつたが、兎も角、これによつて明治四十年夏には美術審査委員官制が公布され、秋には第一回文部省美術展覧会(文展)が開催されるのである。

ところで、文部省の官設展覧会計画は大いにジャーナリズムを賑わせた。『報知新聞』は明治四十年一月二十七日から二月十四日にかけて「美術と文部省」というシリーズを連載し、末松謙澄、金子堅太郎、黒田清輝、久米桂一郎、正木直彦ら有識者の見解を紹介している。そのうち特に資料的価値があると思われる正木の談話をここに転載しておく。

#### ○美術と文部省

正木直彦氏の談

今回の文部省豫算は實は余の案で、七萬圓編入したのであるが一萬圓に削られた、余は常に考ふ、藝術なるものゝ進歩は日に月に駁々乎として止まぬのであるから、此等の作品に對し頻繁に公平なる審査を遂げ等級の格付けをする必要を認む、此の如き一大事業は政府の手に待たざるを得ぬが、明治十年の第一回勸業博覽會以來僅か五回の博覽會に審査し格付けしたるのみ、五年目開會が規定なるに、六年目七年目に延期さるゝことさへあり甚だ以て遺憾とする所である、

彼の農産物の如きは地方聯合共進會の下に開會され全國殆ど年々開會さるゝ譯だ、獨藝術に於ける競技の方法なきより當業者は待